

「小地域懇談会」をご存知ですか？

問 本庁舎人権推進課（43番窓口） ☎ 0857-30-8071 📠 0857-20-3945

小地域懇談会とは

「小地域懇談会」は、みなさんのお住まいの地域ごとに行われている身近な人権学習の場です。各地域で、私たちの日常生活にあるさまざまな人権課題について学んでいます。



小地域懇談会（以下「懇談会」）は、県内の全市町村で主に自治会や集落単位で開催されている人権について学ぶ学習会です。内容、開催時期や回数などは地域の実態に合わせて設定されます。

懇談会は、私たち一人ひとりが人権の大切さについて知ることが出来る学びの場であるとともに、地域の人と一緒に学ぶことで、身近な人権について考える機会になります。本市では小学校区ごとの人権啓発推進協議会などが主催しています。

名称は「小地域懇談会」や「小地域座談会」など、地域によって異なります。各地区公民館や集会所などを会場

に、平日の夜間や休日の昼間など、住民のみなさんが参加しやすい日時に開催されています。学習は、視聴覚教材（DVDなど）を使ったグループでの話し合い、人権啓発教材の活用、講師による講演などさまざまです。

本市では、全ての人の人権が尊重される差別のない社会の実現に向けた人権啓発の推進のため、各地域へ人権教育推進員を派遣し、懇談会の企画や運営、相談支援に取り組んでいます。

コロナ禍のなかで

新型コロナウイルス感染症のまん延によって、懇談会は感染予防策を講じての開催となったり、延期・中止となるなど影響を受けています。

一方で、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷やワクチン接種に関する差別など、コロナ禍に伴う新たな差別問題も発生しています。

こうした新たな問題もテーマとして、懇談会で学んでいます。また、開催後にアンケートを実施し、参加者の意見をテーマに取り入れられたり、学習を継続する工夫が行われています。

誰でも参加できる場に

懇談会では、参加者が自分の体験や知識をもとに意見を述べ、参加者同士で共有すること、自分の考え方や価値観の違いに気づくことが学びとなっています。懇談会は地域で育み、地域のみなさんで作っていく気づきと学びの場なのです。そのため、参加者が安心して意見を言い合えるように、お互いの人権を尊重する雰囲気作りを大切にしています。

参加者は、『○○の問題は、今まで自分のことではないと思っていたけど、意見交換を



視聴覚教材を用いた懇談会

するうちに、自分にも関わりのある問題だと気づいた』○ ○ について不安に感じていたことは自分だけではなかったとわかった』などの感想があり、心配や不安が少し軽くなったと感じられています。

懇談会の開催は、自治会の回覧版などを通じて案内が出来ます（事前申込が必要なお住まいの地域で開催される懇談会に、まずはお気軽に参加してみませんか。

※詳細は、各地区の人権啓発推進協議会などにお尋ねください。